

総務省交渉

自治労は、2024現業・公企統一闘争の一環として4月16日に総務省交渉を実施した。

自治労からは現業評議会川口議長、吉村事務局長、副議長・常任幹事と、亀瀧労働条件局長が出席し、総務省からは、酒井自治行政局公務員部公務員課課長補佐他が対応した。

交渉概要は次の通り。

① 要請項目1 回答の概要

【総務省の回答概要】

- 地方公共団体においては、行政の合理化、能率化を図るとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、技能労務職員を含め、適正な人員配置に取り組むことが重要と考えている。
- 総務省としても、地方公共団体の職員数の実態などを勘案して地方財政計画に必要な職員数を計上しており、令和6年度地方財政計画においては、職員数全体で約1.4万人の増としている。

今後とも、地方公共団体の実態などを十分に踏まえて、必要な対応を行ってまいります。

以上の回答を受け、さらに以下の意見交換が行われた。

【自治労】

現業職員の新規採用について、自治体判断を尊重し、技術的な助言等はしていないのか、改めて確認したい。

そのうえで、総務省は現業職員の採用について自治体判断を尊重との考えを示しているが、各地域によっては、都道府県が自治体に対し、現業職員の採用について、交付税措置の対応や採用を控えるような言動が見受けられる。地方自治の観点から、改めて総務省として都道府県に対し、そのような言動を行わない様、お願いしたい。

また、この間、国からの技術的な助言は無いと言われているが、都道府県が実施しているというところも見受けられているので、引き続き行わないようお願いしたい。

【総務省】

基本的に、技能労務職員の採用は自治体の判断である。地方公共団体の行政の合理化・能率化をはかっていただいた上で、地域の実情を踏まえて適正な人員配置に取り組んでもらいたい。国からの助言は無いものの、都道府県からの助言が見受けられるという件については、どういう内容でされているのか不明な以上は明確に回答ができないが、基本的な原理原則としては、前述の通りである。

【自治労】

本年に発生した能登半島地震の事例からも見える通り、近年は大規模災害が頻発している。環境省への要請時では、収集業務の現業職員が一定数、被災地に派遣していくことが必要であるとの認識であった。こうしたことから、各自治体の判断を尊重する一方、都道府県を越えての被災地支援には、一定数の現業職員が必要と考えるため、関係省庁との連携をお願いしたい。

【総務省】

定員管理については、各自治体でご判断していただいた結果として、防災部門の職員数はこの間も増え続けている。一般行政部門の職員数も9年連続で増えており、国としてもそういった状況も勘案し、地方財政計画に反映し措置している。総務省としては、どの部門でどの程度の人数が必要か、それにより増員なのか減員なのか、それも含めて各自治体の判断を尊重する考え方である。

② 要請項目2 回答の概要

【総務省の回答概要】

- 地方自治体の業務の民間委託については、地方自治体が、質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供するための手法の1つと考えており、これまで総務省としては、情報提供や技術的助言を行ってきたところであるが、民間委託の導入の可否については、地方自治体が、地域の実情に応じて、自主的に判断すべきものであると考えている。

- また、民間委託を行った場合であっても、委託した業務についての責任は、行政に帰属するものであり、地方自治体においても委託先が破産等で業務が滞った場合等でも適切に業務の執行管理をしていただく必要があると考えている。

なお、今般の資材価格の高騰や賃金上昇等にかかる民間委託等の運用について、委託料の増加に対して、適切に対応するよう重ねて助言通知を行ったほか、令和6年度の地方財政計画において、地方自治体の施設管理等の委託料の増加対策として、一般行政経費に300億円を計上している。

また、災害発生時においても、委託した業務についての責任は、引き続き行政に帰属することを前提に、委託先民間事業者との役割の明確化等、リスク分担について自治体と委託先民間事業者との合意により決定した契約上の取扱いに基づき適切に対応していただく必要がある。

- 総務省として、地方自治体に対しては、民間委託に取り組むに当たって、行政としての責任を果たしうるよう、適切に評価・管理を行うことができる措置を講じるよう助言通知してきたところ。
- 引き続き、これらの助言の趣旨が徹底されるよう助言してまいりたい。

以上の回答を受け、さらに以下の意見交換が行われた。

【自治体】

物価高や人件費の高騰により委託費が増大していく中、業務内容によっては民間委託が必ずしも効果的・効率的な有効な手段になり得ていない。あわせて、自治体責任の下で職員でなければ提供できない公共サービスも存在していると考えますが、総務省としても同様の認識であるか伺いたい。

【総務省】

民間委託等に関しては、質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供するという行政の責務を果たすことが、まず重要な点である。その上で、地域の実情に合わせて、民間委託なのか直営なのか、自治体が自主的に判断いただくべき、と考えている。

③ 要請項目3 回答の概要

【総務省の回答概要】

- 民間委託等をはじめとする行政サービスの提供手法については、「質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供する」という、行政としての責務を果たすことが重要であると考えている。
- その上で地域の実情に応じて、民間委託か直営かの選択を含めて、各自治体において、自主的に判断すべきものであると考えており、各地方自治体の判断は否定されるものではないと考えている。

以上の回答を受け、さらに以下の意見交換が行われた。

【自治労】

労働人口が減少していく中、すべての業務内容が委託や、あるいはデジタル・トランスフォーメーションでの対応のもと、地域公共サービスが提供できるとは思わない。そのような状況の中で、各自治体では、住民サービスの質を低下させないよう、地域実情に応じた手法で提供している。そのうえで自治体によっては、委託から直営に戻す事例もあると思うが、この間、総務省としてこうした自治体判断を尊重してきたのか、伺いたい。あわせて、今後も各自治体で住民サービスの質を低下させないよう、地域の実情に応じた効果的な手法の1つとして、自治体が直営を選択する場合、その選択は尊重されるのか、伺いたい。

あわせて、自治体に適正な人員配置をし、人材を育てておかなければ、再公営化の際にも対応できないという事態も発生してくると思う。

【総務省】

重ねて申し上げるが、民間委託か直営かは、各自治体の判断が尊重されるべきであり、今後も同様の方針と考えている。

④ 要請項目4 回答の概要

【総務省の回答概要】

- 技能労務職員等の給与については、一般行政職と異なり、人事委員会勧告の対象とはならず、労使交渉を経て労働協約を締結することができるが、その決

定に当たっては、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定めることが法律上求められている。

- また、過去には、技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従事者に比べ高額となっているのではないかとの国民等の厳しい批判があったところ。
- 各地方公共団体においては、給与に関する情報の開示を進めながら、住民の理解と納得が得られる適正な給与とすることが重要と考えている。
- このため、総務省としても、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではないが、「給与情報等公表システム」において、賃金センサスを用いた民間給与との比較をお願いしているところである。
- 会計年度任用職員制度に要する経費については、新たに勤勉手当の支給に伴う経費等の増分を加え、令和6年度地方財政計画において、4,812億円を計上し、制度を円滑に運用できるよう必要な財源を確保している。
- 今後も、各地方公共団体が会計年度任用職員制度を適正かつ円滑に運用できるよう、総務省としても適切に対応してまいりたい。

以上の回答を受け、さらに以下の意見交換が行われた。

【自治労】

過去、現業職員の給与が高額であるという国民等の厳しい意見があったものの、今は特段、そういった意見は無い、という総務省の認識であるか、改めてお聞かせいただきたい。

また、賃金センサスの活用について、必ずしも一致しているものではないことから今後も引き続き、説明資料として情報を出していくのであれば、比較対象などを検討していくべきではないかと考えるが、そのような変更について伺いたい。

【総務省】

申し訳ないが、4月に着任したばかりなので、そうした意見を直接耳にしてはないが、過去にあった、という事実は重要であり、国民からは、そういう視線が当てられ得るということかと思う。地方公共団体職員の給与については、条例で定めるという原則があるように、地方公務員の給与については、住民の理解と納得を得られるよう情報を公開・開示していくことが重要であると考

えている。

賃金センサスの活用については、総務省としても年齢や業務内容、雇用形態が完全には一致していないと認識しているが、今ある情報で示していくという点では、賃金センサスを用いた形が一つの方法であると考えている。要領においては、各地方公共団体において比較できる適当なデータといったものがあれば、併記しても差し支えない、としている。

2024年4月16日

総務大臣
松本 剛明 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 川 本 淳

要 請 書

地方分権の推進と地方自治の確立にむけた貴職の日ごろからのご尽力に敬意を表します。

我が国は、超少子・高齢化が進み、住民ニーズが多様化する中、地域実情に応じた安定的な公共サービスの提供がこれまで以上に求められています。地域住民が安全で安心な生活をおくるうえで、地方自治体における地域公共サービスの提供体制の構築は非常に重要です。

あわせて、頻発する自然災害では、行き過ぎた人員・財政削減により、多くの自治体で避難所運営や災害ごみの収集・撤去、さらに社会インフラにおける応急修繕などの多くの課題が生じ、能登半島地震においても改めて公共サービスの重要性和必要性が明確になりました。

そのような中、自治体では災害発生時の対応などに限らず、現業職員が地域事情に応じて様々な役割を担いながら、地域住民に欠かすことのできない地域公共サービスを提供しています。

現業職員の労働条件の改善をはかり、安心して職務に専念できる職場環境を整備することは、自治体における公共サービスを充実するうえで不可欠です。

つきましては、下記の要請事項に対し積極的に対応するよう要請いたします。

記

1. 住民ニーズの多様化・複雑化が進む中、感染症や頻発する自然災害の対応など、これまで以上に安定的な公共サービスの提供が求められている。現場を熟知している現業職員の果たす役割の重要性が増す一方、地域実情に応じた公共サービスの提供に必要な人員配置ができていない自治体も存在し、能登半島地震では現業職員の減少により災害ごみ対応や避難所運営に対し課題が生じている。そのため、必要な体制の維持、拡充にむけ、現業職場の新規採用

については、自治体の判断を尊重すること。あわせて確実な人員確保のため、必要な財政措置を講じること。

2. これまで総務省は、簡素で効率的な行政を実現する手法として、コスト論を優先にあらゆる分野において民間委託等を推し進めてきた。しかし、物価高や人件費が上がるなど十分な費用対効果が得られず、業務によっては偽装請負ともいえる実態があることから、各自治体に対し、住民サービスの質に直結する自治体現業職場における民間委託推進を慎むこと。

あわせて自治体では、民間委託を行った結果として、民間事業者の破産申請による公共サービスの提供が停滞した事例や、災害発生時では免責事項により住民の命と暮らしを守るための緊急的な対応に問題が生じた事例もあることから、民間委託導入後の公共サービスの水準や財政的効果など現状の分析・検証を十分に行うこと。

3. 労働人口の減少する中での人員確保は喫緊の課題であり、解決策の1つとして総務省はデジタル・トランスフォーメーションを推進しているが、一方で自治体職員が直接住民と接することでしか提供できない公共サービスも存在している。日常の行政サービスはもとより特に災害対応では、現業職員が迅速に対応することで効果的な復旧・復興に繋がるという事例もある。住民ニーズや公的施設、さらに地理・地域実情を熟知している現業職場における再公営化について自治体判断を尊重すること。

4. 国は、賃金構造基本統計調査（賃金センサス）において、民間労働者と自治体現業職員の業務内容や職責、職員の平均年齢、職務経験年数など単純に比較することができない要素が複雑に混在する中で、賃金の比較を行っている。結果として、抑制されている自治体現業職員の賃金を恣意的に高額に見せるための不適切なデータとなっていることから、各自治体に賃金センサスの活用を行わせないこと。また、民間給与との単純比較に基づく給与抑制に対する助言を行わないこと。

あわせて、自治体現業職場で働く会計年度任用職員は、業務を遂行するうえで、欠かすことのできない職員であることから、賃金・勤務労働条件など、あらゆる処遇改善にむけ、さらなる財政措置を講じること。

以上